

中等
教科
明治女大學

卷
二

19

K230.1

13a

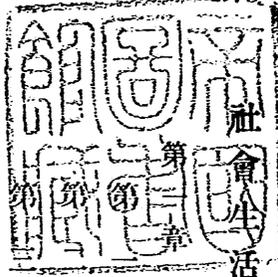
2

文學博士 男爵加藤弘之中島徳藏合著
 法學博士

中等
 明治女大學
 教科

東京 大日本圖書株式會社

中等明治女大學卷の二目錄



第一章	一般世人	一
第二章	普通の禮儀	二
第三章	約束を守れ	三
第四章	公衆に對する禮儀	五
第五章	非常の場合	六
第六章	男女の別	六
第七章	女徳	七
第八章	男子に對する禮儀	七
第九章	自重	七
第十章	親族	八

明治
 40 29
 内容

中等明治女大學

卷の二目錄

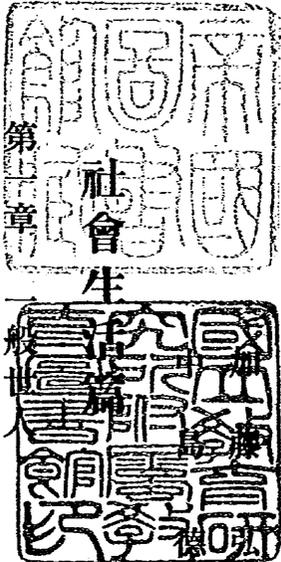
大日本圖書株式會社

第八節	親子の關係	八
第九節	孝の本務	十
第十節	兄弟姉妹	十一
第四章	朋友	十二
第十一節	良友	十三
第十二節	朋友の交際法(其二)	十四
第十三節	同(其二)	十五
第五章	長幼	十六
第十四節	長者	十六
第十五節	老人	十七
第十六節	僕婢	十八
第十七節	幼者	二十
第六章	善惡の人と善惡の物と	二十一

第十八節	善人惡人	二十一
第十九節	小惡を慎しめ	二十二
第二十節	情慾を制せよ	二十三
第二十一節	女子と良風儀と	二十四
第二十二節	惡出版物を避けよ	二十五
第二十三節	惡所に遠ざかれ	二十六
第二十四節	過を改め善に遷れ	二十七
第七章	衛生と修身と	二十八
第二十五節	規律的生活	二十八
第二十六節	清潔	二十九
第二十七節	快活	三十
第八章	業務娛樂と修身と	三十一
第二十八節	業務と品性と	三十一

第二十九節	娛樂	三十二
第三十節	娛樂の本義	三十三
第九章	國家	三十四
第三十一節	奉公	三十四

中等
教科
明治女子大學 卷の二



之
合
著

第一節 普通の禮儀

一般世人との關係
一般世人とは、俗に見ず知らずの他人と云へることなり。こは、最も、縁の遠きものにて、その相互の交際は、ただ、人が人に對する關係といふにすぎず。然

一般世人に
對する禮儀

れども、天下何人にも、人たるの品位を有せざるはなし。故に、また、相互に、愛敬の道をつくさざるべからず。
見ず知らずの他人と、言葉をかはし、事業を共にする場合は、多からずといへども、到る處、常に、相逢ふこととはあるものなり。外出の時、おのれの衣服、體裁に注意するは、餘所ながら、相互に、敬愛する所以なり。また、取りわけて、何人に對してといふにあらざるも、公衆の中において、顔色を快活にし、音聲を靜かにし、作法を慎しむは、他人に對する大切なる

約束

行なり。その他、わが品格を損せず、少しの勞にて、大いに、他人のためとなることあらば、かならず、これをなすべし。問はるれば、答へよ。話さるれば、聽けよ。過失あらば、丁寧に、謝せよ。謝せらるれば、快く、恕せよ。ただ、一般世人に對する際限を超ゆるときは、敬も愛も、共に、道を失ふに至る。慎しまざるべけんや。
第二節 約束を守れ
人、利害を同じうし、目的を同じうする時は、親疎を問はず、事業を共にすることあり。何何の會、何何の會社を作るが如きは、即ち、これにして、時としては、

世界一般にも關することあり。而して、多數の人人が、事業を共にするに當りては、かならず、一定の約束あり。約束には、個人と個人との間に結ばるると、また、個人と多數の人との間に結ばるると、單に、口頭に止まると、條文規則を設けるとの別あり。されど、その重要なことは、共に、相同じ、約束は、誓紙條文の有無にかかはらず、嚴重に、これを果さざるべからず。故に、古より、「一言金鐵の如し」といへり。これを信義ありといふ。信義は誠の一種にして、この徳の有無は、その人、または、その社會の道德の高下を

試験するに足るなり。わが國古代の武士は、よく、この徳を備へたりしといへども、一般の人人にありては、なほ、申分なしといふべからず。紳士淑女の、大いに、注意すべきところとす。

他人と約束を結ぶと否とは、もとより、わが自由にあり、故に、これを結ぶに先だちて、よく、事の利害を考へ、また、これを果し得るや否やをも顧るべし。情實等によりて、輕輕しく、約束するときは、不信義となりやすきものなり。

時刻に關す

時刻に關する信義は、最も、普通のことなれども、ま

約束するに
就いての注
意

る信義

た、大切なるものなり。これを正刻といふ。近頃は、社會生活の仕組廣大となり、その働き振も、ますます、活潑となれるが故に、一分一秒の違約も、他の多數の人人をして、事を誤まらしむること多し。ここにおいて、遲滯延引は、大なる悪事となるに至れり。

第三節 公衆に對する禮儀

おのれ一人の行が、或は、萬人のためとなることあり、或は、害となることあり。故に、多數の人人の共に使用する場所物品等の取扱につきては、成るべく、他の人人の快樂を進め、便利を害せざるやう、心掛

公衆一般の
風儀と個人
の善行と

公衆一般の

くるを要す。世の中のこととは、善惡ともに、傳染性あるものにして、おのれ、一たび、之れをなせば、他人も、自然、われに倣ふに至るものなり。故に、面のあたり、誰れに譽めらるるといふ望なきも、その事の善きが故に、人に先んじて、これをなすときは、他の人人も、これに倣ひ、漸次、世の中の風俗となるに至る。かかる高尚なる行をなす人は、身分の如何を問はず、これを上流社會といふ。善き風俗は、全く、上流社會の賜なり。

もし、一たび、惡風儀の生ぜんには、その害を受くる

風儀と個人
の利害

もの、他人のみならず、おのれも、また、その害を免るること能はざるべし。例へば、多人數集れる中にて、みだりに、先を争ひ、他人をおしのくるときは、その時だけは、おのれに都合よかるべきも、何時かは、おのれも、また、他人におしのけらるる折の來たりて、大いに、苦むことあるが如し。故に、單に、利益の點より考ふるも、惡風儀は、各人の共損に外ならず。されば、世の紳士淑女たらんもの、おのれのために、他人のためにも、よき模範を世に示し、よき風儀を作ることを勉めざるべからず。かく、善良なる風

公德

儀を守ることを、近來、「公德」と稱す。

第四節 非常の場合

特別の人に
對しまた非
常の場合に
必要なる作
法

普通一般の人に對しては、普通の禮儀にて、事足れども、その中、特別の人、非常の場合には、また、それに相應したる作法あるべし。例へば、老人、小供に對しては、見ず知らずの間なりとも、殊に、親切なるべく、赤子の井に落ちんとするを見ては、知人ならずとも、走り行きて救ふべく、貧乏不幸等に苦しむを聞きては、國を異にし、人種を異にすとも、同情を寄すべきが如し。

義侠の行爲

非常の場合の中、多數の人人の生命財産にかかる
一大事は、最も注意を要す。君國の大事はいふに及
ばず、たとひ、さほどの大事ならずとも、汽車汽船橋
梁堤防通信機等の災難に際しては、何人にも、力
の及ぶかぎり、猶豫なく、適宜の處置を施すべきな
り。かかる行をさして義侠といふ。

義侠の行爲
は大人の專
有にあらざる

義侠の行は、大人ならでは、なし能はぬやう、心得る
ものあれども、實は然らず。小兒にても、女子にても、
この貴き心さへあらば、折にふれて、それ相應の行
をなし得るものなり。故に、「義を見て爲さざるは、勇

なきなり」といへり。かへりみざるべけんや。

第二章 男女の別

第五節 女徳

男女性を異
にす

古より、男女剛柔の性を異にすと云へり。隨ひて、男
女、その徳を一にせず。男子は、宜しく、男らしかるべ
く、女は、宜しく、女らしかるべきなり。これ、東西の教
が、相一致するところなり。

女らしき徳

女らしき徳は、一言にて、述べつくしがたしといへ
ども、物事、しとやかにしておとなしく、綿密にして
優美を好むが如きは、その主なるものなり。もとよ

り、女子も活潑なるべし、勇氣あるべし、公明正大の精神あるべし。これ等は、皆男子の徳と異ならざれども、その中、自ら女らしきところなかるべからず。言語を慎しみ、容儀を整ふることの如き、男子よりも、女子にとりて、一層大切なるは、全く、この理によるなり。されば、女子は、業務をとるときも、娛樂遊戲をなすときも、坐はるときも、臥すときも、女らしき徳は、決して、忘るべからざるなり、この故に、古來心得ある女子は、兵馬の間にありてすらも、女らしき徳を忘れざりしなり。

男女別あるべし

第六節 男子に對する禮儀

人人相互の間は、知ると知らざるとを問はず、常に、禮儀を守るべきものなれば、男子に對しても、相當の敬意を表すべきこと、いふを待たず。されど、男女は、もともと、性を異にするが故に、古は、男女別ありと稱して、七歳以上に至れば、席を同じうせざるを法とせり。この法は、今、漸く、寛となりたれども、その精神は、古今東西、嘗て、かはらざるなり。また、古は、男女行媒あるにあらざれば、交はらずといへり。懇意にして、信用すべき人の紹介なくして、男子と相識

り、または、相識らんとするが如きは、おのれの品格を下すことの、甚しきものなり。同郷・同窓等の關係ある男子にても、父母長上の目前、または、公開の場所にあざれば、互に、親しく、會話すべからず。男女相對の私交の如きは、斷じて、許すべきにあらず。而して、これ、やがて、女子自重の道なり。

第七節 自重

孟子が、『夫れ、人、自ら、侮つて、然る後、人、これを侮る』と云ひしは、眞なり。

無作法なる

もし、無法の男子、紹介なきに、強ひて、私交を求め、或

男子に對する心得

は、私信を送る等のことあらば、判然、これを斷るべし。この事に就いては、もし、必要あらば、父母師長に就いて、豫め、教をうくるをよしとす。

自重の方法

世には、無知にして、野卑なる男子あり。人の集まれるところなどにて、女子の前をもはげからず、無禮なる振舞をなすものあり。その甚しからざるものは、これに取り合はず、おのれを持すること正しければ、多くは、自ら、恥ぢて、止むものなれども、もし、見るに忍びず、聞くに堪へざるに及ばば、それとなく、その席を去るか、或は、去ること能はざる場合には、

自重の功能

同志、互に、談話をなすか、讀書をなすか、然るべき方法によりて、その無禮を受けざるやう心懸くべし。男子、もし、一たび、眞に、氣高き女子たることを知るに及ばば、敢て、無禮を加ふるものはあらざるべし。侮をうくるは、一には、女子、自ら、重んぜざるが故なり。

第三章 親族

第八節 親子の關係

孝

人には、親疎の別あり。而して、親オヤジの、最も、厚きは、家族にして、家族の中にて、最も、親オヤジしきは、親子なり。而し

親子の縁

て、子が親に事ふる道を、孝といふ。親の恩の大なることは、今更、いふに及ばず。しかも、親は、通例、これを恩とも思ひ居らざるなり。世、豈に、かくの如く、清く、尊き愛情あらんや。親子は、かかる愛情によりて、恰も、一體の如き關係を生ず。故に、子の喜は、親の喜にして、親の悲は、また、子の悲なり。子の成功は、親の喜によりて、一層、貴く親の健康は、子の喜によりて、一層、價あり。かくて、相互の樂は、倍に増し、苦は、半に減り、人をして、天地の間、もつべきものは、親なり。子なりの感を生ぜしむ。

子たる者の
陥り易き過
惡

されど、ここに、不思議なるは、親の心に對しては、「ま
される寶、子にしかめやも」と歌ふものあるに反し、
子の心に對しては、「親の心、子知らず」の諺あること
これなり。人、幼少の時は、一心、親を慕ひて、餘念なき
も、年、漸く、長ずるに及びては、その親に對する愛情
の度合、次第に、劣り行き、子を持ちて知る親の恩の
諺に洩れず、遂には、及ばぬ後悔をなすものあり。こ
れ、一つには、子たるものが、獨立の人となり、日日の
用事に忙はしきがため、已むを得ざるに出づとい
へども、また、一つには、子たるものの、用意の足らざ

孝は社會よ
り見ても重
大なり

孝は形より
心を主とす
べし

るによるなり。戒しめざるべけんや。

親子の愛情は、人倫の大本にして、これなければ、他
の徳性も成就せざるなり。故に、「忠臣は孝子の門よ
り出づ」ともいひ、「孝悌は、それ、仁をなすの本か」とも
いへり。されば、孝不孝は、ただ、一家の私事のみにあ
らざるなり。

第九節 孝の本務

形を以て親に事ふることば、法律も習慣も、共に、こ
れを命ぜり。されど、世には、孝の形のみ備はりて、孝
の心のかへつて、薄きものあり。これを、「犬馬の孝」と

親心

愛情を養ふ

いふ。犬馬も、なほ、これをなし得るの意なり。されば、人たるに恥ぢざる孝行は、親の心を安んじ、樂しましむるを以て、第一となさざるべからず。

父母の心は、種種様様なるべしといへども、子に對する親の心は、大概、相同じ。親は、ひたすら、その子の無病健全にして、才徳兼ね備はりたる人として、成人せんことを願ふものなり。されば、平生、身體を大切に、精神を修養し、立派なる淑女となりて、親を安心せしむることは、眞の孝行といふべきなり。

されど、孝行に、最も、大切なるは、愛情なり。愛情を養

方法

ふ道は、親が、子に對して、一體なりと考ふるが如く、子も、また、親に對して、少しも、隔意なく、その苦樂を共にするにあり。人の、この世にありて、遠慮なく、打ち解け得べく、また、打ち解けざるべからざるは、親子の間なり。されば、欲するところあらば、求めよ。思ふところあらば、談ぜよ。心にあまることあらば、教を請へよ。斟酌するにも及ばず、遠慮するにも及ばざるなり。ただ、よく、父母、または、社會、他人に對し、不利益とならず、感情を害せざるやう、注意すべきのみ。

連枝の福樂

第十節 兄弟姊妹

兄弟姊妹も、また、人生の寶なり。兄弟姊妹は、極めて、無邪氣の幼時より、同じ家庭に生長し、共に食ひ、共に遊ぶ間に、何時とはなく、清き愛情、その間を結び、つじ、恰も、一體の如くなりたるものなり。兄弟姊妹の一名を連枝と稱するは、よき譬といふべし。

兄弟は他人の始となる理由

兄弟姊妹の交は、家風と天性とのままにて、よろしけれども、また、私利私情のために、中違ちがとなることあり。故に、「兄弟は他人の始」ともいへり。慎しむべきことなり。

兄弟姊妹の間私利私情を懐くの迷

人は、凡べて、獨立するを要すれども、獨立と利己とは、自ら、異なり。他人をおしのけて、おのれを利するは、何れの場合にありても、宜しからず。父母の後嗣たるもの、或は、特に、父母の寵愛を受くるもの、心すべきところなり。また、兄弟姊妹の中、偶、利己心の深きものありとも、これを怒るは、道にあらず。兄弟にして富裕ならば、直接には、おのれの用をなさずとも、間接には、また、わが利となり、弟妹にして世に時めかば、わが肩身も、自ら、廣くなる道理なり。故に、よく、この理を悟りて、瑣瑣たる私利私情にかかは

特に兄弟に對する心得

るべからざるなり。
兄弟は、いはば、父母の如く、弟妹は、兒女の如きものなり。互に、その名譽を重んずべし。假りにも、怒^{イカリ}羨^{ウラヤミ}などのため、惡口陰^{カゲ}言^{ゴト}等すべからず。義理ある兄弟に對し、弟妹が、有ること無きこと、いひふらすは、往世にあることなれども、最も、宜しからず。善事は、ともかくも、家内の惡評を、外の人に語るは、不人情たるは、勿論、また、極めて、弟妹に不利益なり。慎しむべし。

第四章 朋友

第十一節 良友

兄弟姉妹と親友と

心合へる朋友の交際は、兄弟姉妹のそれと同じく、その利益も、その樂も、甚だ、大なるものなり。故に、親友も、また、人生の寶の一なり。親友を得んと欲せば、先づ、良友を擇ばざるべからず。

朋友の感化は甚だ大なり

人の徳は、師長の訓戒と、おのれの勉強とによりて、成れるやうなれども、知らず識らず、朋友より感化せらるるところも、また、決して、少なからず。川に臨みては、氣、自ら動き、山に對しては、心、自ら靜まる如く、勇氣あるものの前に立てば、思はず、勇み立ち、嚴

良否を擇びて交はるべし

格なる人の傍にあれば、自然に襟を正す。これに反して、心曲り行正しからざる人の側にあらんには、何時しか、心怠り氣緩みて、不徳に染むは、人性の常なり。朋友を擇ぶことの大切なる、知るべきなり。善惡の友を見別くるは、容易ならず。されど、前卷に述べたるところは、また、これが標準とするに足るなり。この標準に違はんには、よし、家柄よく、富有なる人の子なりとも、信ずるに足らず。言葉巧みに、容貌殊勝なりとも、心を許すに足らず。故に、もし、善惡未だ、判明せずば、普通に、交際しおくべし。もし、交は

愛敬に程度あるべし

りて、後よからぬことを發見せば、失禮なきやうにして、遠ざかるべし。これを、『柳に風』の應接振と云ひ、また、『敬して遠ざく』とも云ふなり。

第十二節 朋友の交際法(其二)

朋友、互に、愛敬誠を以て、交際すべきことは、固よりなれども、交際、日淺きに、餘りに、打ち解け、または、深く、立ち入るなどは、宜しからず。これ、他人を敬し、また、自ら敬するの道に戻ればなり。これを、『朋友に數すれば、斯に、疏んぜらる』と云ふなり。さればとて、われも信じ、かれも許すに、徒らに、控目なるは、また、良

親と言語作法と

友を得る道にあらず。要は、先方の心を読み、これが意と照らし合せて、次第に、相近づくにあり。親の深くなるに隨ひ、言語作法も、自ら、粗畧となるは、普通なれども、親は、言語作法の粗畧を必要とするにもあらず、また、かくては、相互の品位を保つこと能はざるものなれば、見苦しからず、聞苦しからざるやう、注意すべきなり。

交際上の諸心得

親友は、わが身と一體なるが如き間柄なれども、また、他人なることを忘るべからず。故に、また、一般世人に對すると同様なる交際振も、此所に參考すべ

きなり。わが短所は、快く、これを聽き、人の短所は、成るべく、見ぬやうにすべし。わが長所は、決して、誇ることもなく、人の長所は、公平に、これを認むべし。これを認めたらんには、面前にて譽むるも、差支なければ、ども、時に、諛ウソに、近づく嫌きらあり。ただ、陰カゲにて譽むるは、常に、過なし。懇意にまかせ、度に過ぎたることを朋友に求むるは、相互の交際を破る基なり。特に、注意すべきは、金錢の貸借なり。金錢は、親子も他人と云へるが如く、之れが爲めに、良友を失ふこと屢しばしばあり。貸すにも借るにも、慎しむべきなり。

第十三節 朋友の交際法(其二)

意見感情の衝突に就いて

親友の間にありても、時に、意見感情のあはぬことなしといふべからず。この時、表を無事らしくし、心に怨み居らば、ただ、わが心に苦しきのみならず、また、良友に信ありといふべからず。厭み負けをしみ申譯なども、また、甚だ、害あり。わが信ずる人ならば、人なき所をえらみ、相對にて、靜かに、打解けて談しあふべし。これ、怨を避け、不快を去る良法なり。意見感情のあはぬは、おのれ、獨り、是にして、他人、悉く、非なるにあらず。時には、全く、おのれの誤解邪推によ

ることあるべし。よし、朋友の過失に出でたるにもせよ、過失は、その本を探れば、大抵、恕し得るものなり。他人の非は、これを恕るす度量あるべく、おのれの過は、これを改むる勇氣あるべし。この度量と勇氣とあらば、心平かに、氣下りて、言葉も、自ら、溫和となるものなり。かならず、怒に任せて、あらしき言葉を用ぬ、穩ならぬ文書をしたたむるなどすべからず。無分別なる怒は、おのれを害し、事を破るものと知るべし。

朋友に過失ありと思はば、また、物靜かに、同情を以

忠告

て忠告すべし。親友の間にありて、忠告を怠らば、義を失ふ。故に、朋友は、忠告して、善く導け」と云へり。

第五章 長幼

第十四節 長者

長者は多く賢者なり

長者には、賢者少なからず。賢者とは、ただ、智識あるものをいふにあらず。才能に富み、道德高き人を指すなり。たとひ、讀書學問なくとも、世の苦勞を知り、經驗に富みたる善人には、賢者多し。

賢者に對する禮儀

長者に對する道は、主として、敬ふにあり。よし、長者が、目下のものに對して、打ち解けたる應對をなす

とも、我れと長者と同等なりと思ふべからず。これ、長者が、おのれに同情あるがためにして、おのが才徳の秀でたるがためにあらざればなり。これを知らざるは、不敬の甚しきものなり。賢者に棄てられて、永く、その教を受くること能はざるは、もと、わが罪なり。

報恩

長者は、力においても、利益においても、智識徳義において、好んで、われに恩恵を與ふるものなり。よし、長者は、その與へたる恩恵を心に留めずとも、われは、永く、これを記憶して、忘るることなく、何時か

報恩と我が
品性と

は、これを酬いんと心懸くべきなり。
恩に酬ゆるは、またおのれのためとなるものなり。
その故他なし、恩を知らざるものは、その心、日々に、
下品となるに反し、恩を忘れざるものは、その心、益
益、高尚となり、種種の善行、これより生ずべければ
なり。

第十五節 老人

一般老人に
對する心得

長者の中には、老人あり。老人は、既に、一生の事業を
終へ、これより、安らかに、餘生を楽しまんとするも
のなり。中には、健全活潑にして、若きものも及ばぬ

我が家の老
人に對する
心得

ほど、元氣あるもの、なきにあらざれども、大抵は、寄
る年波の争ひがたく、その身體は弱く、その氣力は
衰へ、忽ちにして、怒り、忽ちにして、悲むなど、とかく、
氣色のかかりやすきものなれば、世の幼者たるも
の、知ると知らざるとを問はず、これを痛はり、これ
を慰め、必要あらば、これを保護することを忘るべ
からず。

わが家の祖父母、その他の老人は、また、特別にて、孫
は子よりもかはゆしといはるるほどの間柄なれ
ば、務めて、その意に逆らはず、喜怒、ともに、極端なる

感情を起さしめず、常に、物靜かに、快活なる談話を
なし、その、幾度となく繰り返す自己の經歷談をも、
謹みて、聽き、起居動作の萬端につきて、心細かに、世
話面倒をなすなど、よく、老人の心を讀み、その命を
待たずして、まづ、その意を迎ふる如くなすを肝要
とす。

老人は福の
神なり

健全にして幸福なる老人は、一家の名譽にして、ま
た、福の神なり。故に、養老は、ただ、老人のためのみに
あらず。

第十六節 僕婢

僕婢に對す
る舊習の改
良

位の高きもの、かならずしも、年長者賢者にあらず。
位低くして、かへつて、年長者賢者なることあり。例
へば、若き主人の、その僕婢における場合の如し。
道理よりいへば、世間の男女が、老少にかかはらず、
その身の都合のため、一定の給金を得て、他人に雇
はるるは、當然のことなり。雇ふ人と雇はれたる人
とは、かならずしも、賢愚の別ありといふにあらず。
然るに、わが國、古來の風俗は、僕婢に對し、主家の一
族をして、皆、一樣に、主人同等の權威をもたしむる
に似たり。思ふに、これ、古來、雇人は、道理に明かなら

家風と理想と

ざるもの多くして、雇主が、雇人の長所を許すときは、直ちに、高慢となり、ために、一家の秩序を保つこと能はざりしによるならん。されど、世間、一般に、進歩して、雇人までも、相當の教育を受けしもの多き今日にては、この風俗は、ほどよく、改良せらるべき理なり。而して、その兆が、現に、上中流の家庭に認めらるるに至りしは、喜ぶべきことといふべし。
一家に於ける、僕婢の取扱法は、その家風に從ふべきこと、いふを待たず。されど、年長にして、賢き僕婢に對しては、徒に、これを賤し、務めて、敬愛の道

に缺くるなからんことに注意すべきなり。

第十七節 幼者

幼者を敬愛すべし

長者に對しては、無禮なきやう心懸くべきこと勿論なれども、われ、もし、長者たらば、みだりに、幼者の無禮を責むべからず。過失も、年若くして、思慮淺きためと思へば、寧ろ、憫むべくして、答むべきにあらず。故に、成るべく、寛大にして、溫和なるべし。これ、幼者に心服せられて、自ら、平和の樂を享くる道なり。親しき間柄は、勿論、場合の許す限は、僕婢といへども、靜かに、教へ導き、決して、輕んじ侮るべからず。是

幼者の模範
たるを期す
べし

れ、今日の幼者は、明日の紳士淑女となりかほるものなればなり。
かつ、長者の大なる本務は、身常に、幼者の模範となるにあり。この意味において、相應の年齢に達せしものは、皆、凡べて、教育者なりといふべし。されば、その言語作法より、その心柄に至るまで、常に、幼者に眞似られて、差支なきやう、心懸けざるべからず。特に、長者相互の間にありては、當然の言語作法も、幼者にとりては、往往、不爲となることあり。慎しむべきことなり。家庭にありては、兄姉の弟妹における、

學校にありては、上級生の下級生における、世間において、一般年長者の年少者における、皆、然らざるはなし。されば、教師は、ただ、學校にのみあるものにあらず、人人、皆、一方の教師なりと心得べし。この心得なくば、世に善良なる風俗の起る望はあらざるなり。

第六章 善惡の人と善惡の物と

第十八節 善人悪人

社會には、善惡二種の人あり。而して、善人は、社會の生命にして、悪人は、これを害する寄生蟲なり。善人

善人悪人と
社會と

悪人は憎むべき中に愛すべき所あるをも知るべし

は、譬へば、社會の生生したる根幹の如く、悪人は、その枯枝病葉の如し。
善人は、愛すべく敬ふべく、悪人は、憎むべく賤しむべし。されど、悪人に對するにも、また、自ら、道あり。一概に、これを憎み賤しむは、よろしからず。人生れながらにして、悪人なるはなし。そのここに至りしは、多くは、習慣教育、その他、周圍の悪しき感化によりしに外ならず。思へば、不幸の至にして、寧ろ、憫むべき限なり。されば、その罪を悪んでその人を咎めず」ともいへり。凡そ、罪惡は、漫りに、赦すべきにあらざ

悪人に對する心得

れども、また、憎むべき中に、憫むべきところあるをも知らざるべからず。
悪人は、なほ、傳染病人の如し。注意せざれば、これに接するものをして、その罪惡に感染せしむる恐あり。故に、その人のためにも、一般公衆のためにも、一刻も早く、これを罪惡より救ひ出すこと、極めて、肝要なれども、その事たるや、甚だ、困難にして、才德兼ね備はりたる成人にあらざれば、これを成し遂ぐることも容易ならず。されば、年若き人人は、なるべく、これに近づかず、固く、自ら、守りて、その罪惡に感染

せざるやう、注意すること、肝要なれ。

第十九節 小悪を慎しめ

小才身を誤る

悪事には、大抵、悪報あるものなり。然るに、世の思慮浅き人人は、やかもすれば、曰ふ、悪事をなすも、他人に知れざる限は、法律上の罰を免るるは勿論、世の譏をもうけざるべければ、これをなして、一時なりとも、おのれの快樂利益を得るに如かずと。然れども、隠れたるより顯はるるはなしとかや。如何に、心の奥に秘めおけることなりとも、何時しか、その眼、その口、その容貌に、現はれずといふことなし。故に、

内心の悪は必ず外に現はる

悪事をなして、隠しおほし得べしと考ふるは、大いなる誤なり。また、たとひ、一時、他人の耳目にふれず、かつ、その事、甚だ、小なりとせんも、悪事をなしたる習慣は、永く、心に残りて、他日、また、他の悪事をなさしむる力となるは、明かなり。これ、なほ、清淨なる血液中に、始めて、悪性バクテリアの侵入せるが如し。その種子、如何に、少量なりとも、次第に、生長蕃殖して、遂には、救ふべからざるに至るべきなり。悪の小なるを以てなすべからず、善の小なるを以てなさざるべからずとは、これがためなり。

一たび情慾
を恣にする
ば決心も多
く制しがた
し

第二十節 情慾を制せよ

惡人とても、中ごろ悔悟して、惡事を止めんと思ふことなきにあらざるべし。されど、その考は、多く、無功に終はるを常とす。これ、その惡習慣が、情慾を恣ならしむればなり。恣なる情慾の狂ふときは、譬へば、洪水の漲り、大火の荒ぶるが如く、殆んど、手のつけやうなく、父母の涙も、聖賢の教も、朋友の忠告も、甚だしきは、社會國家の制裁も、何等の功なきに至るなり。毒を食はば皿まで』とは、情慾の奴隸となりて、自ら、おのれを制すること能はず、自暴自棄の有

情慾は豫防
するを要す

様に立ち至りたるものの心中を言ひあらはしたる言葉なり。人、ここに至れば、謂はゆる、飛んで火に入る夏の蟲』となり、自滅するより外、致し方なかるべし。

されど、情慾は、もと、惡しきものにあらず。豫め、その備をなし、その道を以て取扱へば、かへつて、人の利用を足すこと、なほ、かの水火が、堤竈等によりて、有用の仕事に用ゐらるるが如し。善人が、平日、善き習慣を積むは、一つには、この情慾のために、堤を築き、竈を造るが如きものと知るべきなり。

女子の特性
は一層良風
儀を必要と
す

第二十一節 女子と良風儀

女子は、總じて、男子に比して、意志弱く、情に富むと稱せらる。もとより、例外なきにはあらざれども、また、女子の特性の一たるや疑なし。情に富めるが故に、善惡、共に、感じやすく、染みやすく、一時、大いに、熱中するときは、前後の思慮をも缺くに至ることあり。また、意志弱きが故に、一つの考を、永く、持ち續けること能はず、かつ、困難をおしのけて、決行する勇氣に乏し。この理により、早くより、行儀作法を覺えて、規律ある習慣を身に得るは、男子よりも、一層、女

子に大切なりとす。世間、不從順、不行儀、或は、謂はゆる、おてんば等を咎むること、偏に、女子に重きは、やや、酷なるに似たれども、實は、道理なきにあらざるなり。貝原益軒曰く、「禮の教は、目に見えぬ所に、大いに、益ありて、日に、善にうつり、罪に遠ざかりて、みづから、しらす、是れ、禮のたふとぶべき所なり」と、まことに、然り。

第二十二節 惡出版物を避けよ

凡そ、情慾は、一たび、これを動かして、後、これを抑へんとするよりも、寧ろ、初めより、動かさざるにしか

惡出版物は
思無邪に害
あり

悪出版物に就ての心得

ず『思邪無し』とは、即ち、これをいふなり。然るに、近來、教育の進歩に伴ひ、女子の讀書力も、また、著しく、進歩し、出版物の善惡を擇ばずしてこれを見るや、遂に、その思邪なきこと能はず。高等なる教育を受けながら、かへつて、墮落不品行の譏を招くに至るものあり。嘆すべきなり。

數多き新聞雜誌書籍繪畫等の中には、つよく、人の感情を動かし、下品なる情慾を喚び起すのみならず、やもすれば、有害なる思想を與ふるものなきにあらず。故に、これが擇び方は、最も、注意せざるべ

居所を擇ぶべし

悪所

からず。しかるに、經驗少なきものは、その善惡を見分くること、困難なれば、よく、父母師長の教を受け、過なからんことを期すべきなり。

第二十三節 悪所に遠ざかれ

悪所に近づけば、また、思邪なきこと能はず。故に、『里は仁を美しとす、擇んで、仁に居らずんば、安んぞ知たるを得ん』といへり。仁に居るとは、風儀よきところに住むをいふなり。家庭を離れ、他國に寄寓する女子は、先づ、その宿所を擇ぶこと、極めて、肝要とす。その他、嚴格ならざる家風儀善からぬ土地、下品卑

惡所に近づくものは少くとも世間の嫌疑を受く

猥なる興行所、或は料理店、旅人宿等へは、長上の許可を得たる時の外、決して足をふみ入るべからず。かかるところにあるときは、よし、自分には、未だ、惡事をなさずとも、その清き心は、何時しか、汚れて、他日、惡事をなす下地となるは、明かなり。この故に、惡所に入出入するものは、忽ち、世間の嫌疑をうく。嫌疑は、もと、不確なる事實に基くを以て、人に向つて、いひ解くこと、甚だ、難し。隨ひて、往往、女子一生の疵となることあり。季下の冠瓜田の履の古語、大いに、味ふべし。

過失

第二十四節 過を改め善に遷れ

惡に近づくか、ずして善に親めば、日に、善に遷るといへども、人は、知らず識らず、惡に陥ることあり、これを過といふ。

過を改め善に遷るの勇あるべし

「人、誰れか、過なからん、よく、改むるを貴しとす。過ちては、改むるに憚るなからんのみ。徒らに、申し譯して、非を飾るべからず。是れ、惡に惡を重ねるなり。むしろ、人は、常に、過を改めて、善に遷る勇氣あるべし。是れ、惡を化して、善となし、禍を轉じて、福となす道なり。思ふに、過失は、決して、希ふべきにあらざるも、

かならずしも、斥くべきにあらず。絶えて、過失せざるものは、一事をもなす能はず」と云ひ、又た「失敗は成功の母」とも云はれたり。眞に、善に遷らんとする勇氣あるものには、過失も、また、わが用をなすに至るなり。

正氣を養ふ方法

されど、惡に遠かり、過を改むるは、いまだ、善と親しみ、善をなすにしかず。日に日に、善と親しみ、善を行はば、正氣、自ら、内に充つるに至る。正氣内に充つれば、邪念、外より入ること能はざるなり。正氣を内に充たす法は、つねに、全力を揮つて、業務を勉強する

にあり、終日、活動し得る體力を養ふにあり、高く潔き娛樂を以て、餘暇を樂しむにあり。

第七章 衛生と脩身と

第二十五節 規則的生活

衛生上の三
大注意

衛生上、詳細なる注意は、ここに述べつくしがたしといへども、今、最も、大切なる三件をかかぐべし。第一、規則的生活をなすこと、第二、清潔を守ること、第三、快活なる心を保つこと、これなり。

規則的生活

規則的生活とは、方案を立てて勉強することの外、更に、規則的に起臥し、規則的に運動し、規則的に飲

食し、規則的に娛樂することこれなり。これ、かならずしも、規則に拘泥せよとの意にあらず。拘泥するときは、かへつて、反對の結果を生ず。ただ、大體において、規則に従へば可なり。

起臥運動

人は、幼少のときより、早起に慣れ、夜ふかしを戒しむべし。また、風雨寒暑を問はず、毎日、ある時間だけは、新鮮なる空氣中にて、運動すべし。運動を怠らざれば、血液よく循環し、食物よく消化し、かつ、よく安眠することを得て、病に罹ること少なし。これに反して、人、運動の時間を有せざれば、かならず、病氣の

時間を生ず。

飲食の節制

人によりて、飲食物の分量を異にすること、いふまでもなけれども、また、節制といふことを忘るべからず。節制とは、飲食の時を定め、分量を適度にすることをいふ。注意せざれば、齒を以て墓を掘ることなしともいふべからず。

第二十六節 清潔

清潔

わが國においては、神代以來、最も、清潔を重んぜり。清潔は、實に、心身保全に大關係ある重要な徳なりとす。

清潔の意義

身體住居家具衣服飲食物等皆清潔にして、一點の汚れなきやうにすべし。ただ、外見の清きのみならず、一切の不潔、病毒を去るを要す。その詳なることは、専門家の指圖を待つべしといへども、今、邦人特に、女子に望ましき件を擧げん。

諸種の清潔沐浴

皮膚頭髮は、とかく汚れやすきものなれば、常に沐浴して、その不潔を去るべし。香水よりも石鹼を多く使用する人民は、開化せり」とは、眞に、ことわりなり。

洗濯

衣服寢具等は、垢つかぬやう、たびたび洗濯すべし。

洒掃

如何に、品質はよくとも、汚れ居るときは、甚だ、見にくきのみならず、大いに、健康を害す。

家屋の内外家具の類は、或は、拂ひ、或は、拭きて、塵埃を除くべし。

採光通風

暗く濕りたるところ、及び、かかるところに置ける物品は、自ら、不潔となりやすきものなり。故に、出來得る限は、日光に晒し乾かすべし。また、室内の空氣汚るるときは、大いに、健康に害あるのみならず、諸種の毒も、殖え易きものなれば、常に、風通しをよくして、絶えず、新鮮ならしむべし。有害なるバクテリア

アも、強き日光と、新鮮なる空氣とにあへば、多くは、死滅するものなり。

第二十七節 快活

快活は身體の健康に益あり

吉凶何れに處するにも快活なるべし

常に、快活なる心をたもつことは、身體の健康上、大いなる益あり。これに反して、苦勞、心配は、甚だしく、健康を害す。されば、諺にも、『笑つて肥えよ』といへり。業務は、勉強してやまざれば、成功するに定まれり。されど、人には、運のよしあしあり。不幸にして、あしき運にあふことあるも、なげきかこつは、また、甚だ、謂はれなし。むしろ、快く、あきらむるをよしとす。こ

快活の氣質を養ふ法

れ、運のよしあしは、人の力を以て、如何ともなしがたきものなればなり。されば、人、吉凶何れにあふも、常に、快活の心をたもち、かりそめにも、取越苦勞などせぬやう、心懸くるは、大切なることなり。人の心の快活なると否とは、その人の天性にして、わが力にては、如何ともしがたしと思ふものあれども、これ、決して、然らず。一は、營養を十分に、身體を強壯健全ならしめ、一は、常に、意を快活なる方面にかたむけて、習慣とならしむるときは、よく、快活なる氣質を作り得るものなり。

第八章 業務娛樂と脩身と

第二十八節 業務と品性と

勤業と徳性とは大關係あり

業務を勉強することは、成功の秘訣なるのみならず、また、徳性に大關係あり。故に、賢者は、教へていへり、「決して怠惰なることなかれ。おのが有する時間の全部を、有益にして正しき事業に用ゐよ。心身に暇あるときは、諸種の情慾、たやすく、その空虚に侵入すべければなり」と。

業務は單にその報のためになすべ

賢者、また、いへり、「報酬の有無にかかはらず、常に、業務を勉強すべし。有形無形の報は、自ら、その中に存

からず

するものなり。田を耕すと、詩を作ると、苟も、正業たる以上は、その體裁如何の如きは、問ふに足らず。おのが心に満足し得ば、十分なり。また、幾たび失敗すとも、憂ふるに及ばず。何となれば、一事を勉強したる報は、勉強したること、即ち、その報なればなり」と。有らん限の力をつくして、事に當るは、邪念を拂ひ、才智を磨き、徳性を養ふ道にして、たとひ、他に何等の報を得ずとも、このこと、既に、大なる報といふべきなり。職業に貴賤なく、勤勞は、常に、神聖なり。誠を以て、これに當らざるべからず。

第二十九節 娛樂

下等の娛樂は斥くべし

人にも動物と同様なる樂あり。されど、これ等の樂は、下等にして、一たび満足すれば、直ちに、不満を來たし、弊害少なからず。人もし、かかる下等なる樂以外に、樂を知らずとせば、その不幸測り知るべからず。

修養ある者には高尚なる娛樂多し

見よ、かの天然界は、常に、清き賜に満ち、また、わが人間界は、多くの高尚なる趣に富み、宛も、これ、寶庫の如し。何人が、これを樂しみ、これを弄ぶも、拒むものあることなし。しかれども、この寶庫は、鍵なければ

開くこと能はず。鍵とは、修養せられたる心をいふ。人、一たび、この鍵を得て、この寶庫を開かんか。山に、野に、海に、川に、處として、樂しからざるはなく、花の晨月の夕時として、面白からざるはなし。その他、書畫彫刻詩歌音樂、とりどりの趣あり、讀書舞蹈插花遊戯、また、それぞれの興あるべし。また、何ぞ、動物の仲間に入りて、下等の樂を貪るに及ばんや。されば、修養を怠らず、これ等の高尚なる娛樂をとる用意をなすことは、人間幸福上、大切なることといふべし。

娛樂はまた活動の一種なり

活動の轉換は即ち娛樂なり

第三十節 娛樂の本義

遊戯娛樂を以て、ただ消閑の方便と考ふるは、大いなる誤なり。娛樂も、また眞面目にして、人らしき活動の一種に外ならず。

人の一生は、活動なり。活動衰ふれば、心も身體も弱はり、はてして、終に、用をなさざるに至る。されど、活動にも、自ら、限あり。故に、時時、これとかれと相換ふる必要あり。例へば、身體の活動を本業とするもの、これに疲るれば、おのれに快き心の活動をなし、心の活動を本業とするもの、これに倦めば、おのれに快

至樂は活動の中にあり

き身體の活動をなすが如し。娛樂は、かくして生ずるものなり。人、もし、この本義を誤らざれば、一二の事儘ならずとも、なほ、他の事において、樂しみ得べく、甚だしきは、世を厭ふ人にて、も、なほ、天然界より慰安を得ることあるべきなり。

世には、無事怠惰の生活を以て樂となすものあれども、實際、怠惰なる人は、常に、如何にして樂しまんかに苦しむものなり。もし、眞に、何事をもなさざらんとせば、人生、これより苦しきことほなかるべし。樂の、かならず、活動に伴ふこと、かくの如し。而して、

人が人らしき眞面目なる活動に富むに隨ひて、その樂は清く深く永きに至るべきなり。

第九章 國家

第三十一節 奉公

公は私よりも重大なり

以上、一私人が社會各種の人に對して行ひ、また、自ら守るべき道を論じたり。然れども、世には、また、諸種の團體、公」と名づくるものあり。その、最も重く、最も大なるものを國家といふ。『義勇公ニ奉シ』の『公』、即ち、これなり。凡そ、公に對する道は、私に對するよりも重大なり。

變時平時の忠君愛國

わが國は、神聖にして萬世一系なる天皇陛下の統治し給ふところなれば、國家皇室に對する大道は、合して一となる。これを忠君愛國といふ。忠君愛國の道多しといへども、平時にありては、よく、『國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ』つつ、臣民各自の分を守り、その業務を勉強し、善人として、家族朋友、その他、一般の人と交際するにあり。たゞ、一旦、緩急アレハ義勇公ニ奉ずるの道は、また、時に臨みて、宜しきに適はざるべからず。

神州の正氣

幸ひに、忠君愛國の精神は、古來、わが神州に充ち満

72398

ちて、世界萬國比すべきものなし。されば、詩人は、天地正大の氣、粹然として神州に鍾ると歌へり。われ等は、生れて、共に、この善美の國にあり。益益、これが善美を圖るは、われ等臣民の本分にして、また、愉快なりといふべし。

中等 教科 明治女大學 卷の二終

明治三十九年十二月廿二日印
明治三十九年十二月廿五日發
明治四十年二月五日訂正印刷
明治四十年二月八日再版發行

中等 明治女大學 附

定價
卷の二 金貳拾五錢
卷の四 金參拾錢



著 作者

加 藤 弘 之
中 島 德 藏

發 行 者 兼 印刷者

大日本圖書株式會社

右代表者 專務取締役 宮 川 保 全

東京市京橋區銀座壹丁目廿二番地

大日本圖書株式會社

大阪市東區北久太郎町四丁目十七番屋敷

大日本圖書株式會社支社

各府縣下特約販賣所

發 賣 所

6230-173

